

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. XLIII No. 1・2

October, 2015

Notes on Civil cases of The Supreme court
(Vol.67, No.8)

ONO Noriaki

北九州市立大学法政論集第四三巻第一・二合併号（二〇一五年一〇月）抜刷

判例評釈

遺産共有と通常の共有が併存する共有物の分割方法と
価格賠償金の性質

小
野
憲
昭

判例評釈

遺産共有と通常の共有が併存する共有物の分割方法と価格賠償金の性質

平成二五年十一月二九日最高裁第二小法廷判決(平成二三年(受)第二三五五号共有物分割請求事件) 民集六七卷八号二五四頁—— 一部上告棄却、一部上告却下

小野 憲 昭

【判決要旨】

一 共有物について、遺産共有持分と他の共有持分とが併存する場合、共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消を求める方法として裁判上採るべき手続は民法二五八条に基づく共有物分割訴訟であり、共有物分割の判決によって遺産共有持分を有していた者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消については同法九〇七条に基づく遺産分割によるべきである。

二 遺産共有持分と他の共有持分とが併存する共有物について、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取

得させ、その価格を賠償させる方法による分割の判決がされた場合には、遺産共有持分を有していた者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであり、賠償金の支払いを受けた者は、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。

三 裁判所は、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その価格を賠償させてその賠償金を遺産分割の対象とする方法による共有物分割の判決をする場合には、その判決において、遺産共有持分を有していた者らが各自において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定めた上で、同持分を取得する者に対し、各自の保管すべき範囲に応じた額の賠償金を支払うことを命ずることができる。

【事実】

本件三筆の土地（以下「本件土地」という。）は、平成一八年九月当時、 X_1 会社、 X_2 （兩名とも原告、控訴人・被控訴人、被上告人）及びAがそれぞれ七二分の三〇、七二分の三九、七二分の三の割合で共有している土地である。 X_1 会社は、 X_2 の経営していた会社であり、現在は X_2 ・A夫婦の間の長男 X_3 （原告、控訴人・被控訴人、被上告人）がその代表を務めている。 X_2 ・A夫婦間には X_3 の他に長女 Y_1 、二男 Y_2 （兩名とも被告、被控訴人・控訴人、上告人）がいる。

平成一八年九月にAが死亡したが、遺産分割は未了であり、Aが所有していた本件土地上の共有持分（以下「本件持分」という。）は、 X_2 、 X_3 、 Y_1 、 Y_2 の四名による遺産共有の状態にある。 X_1 らは、本件土地及び隣接所有地の上にマンションの新築を計画しているが、 Y_1 らとの間で本件土地の分割に関する協議が調わなかった。本件土地は地積約二四〇㎡の宅地であり、本件土地には X_1 会社及び X_2 が所有する建物が存在する上、本件持分に相当する面積は一〇、〇一㎡にすぎず、本件土地を現物で分割することは不可能であった。

そこで、 X_1 らは、共有物分割を求める本件訴訟を提起して、本件土地の分割方法として、本件持分を X_1 会社が取得し、 X_1 会社がAの共同相続人に対し本件持分の賠償として四六万六六〇円を払うという全面価格賠償の方法による分割を希望し、 X_1 会社にはその支払い能力があると主張した。

第一審（東京地方裁判所）は、 X_1 らの主張する「全面価格賠償の方法による共有物分割……の方法では、各相続人に賠償金が確定的に支払われてしまい、賠償金が遺産分割の対象として確保されず、共同相続人の有する遺産分割上の権利を害することになってしまふし、現時点では、他に賠償金を遺産分割の対象として確保する方法が存在しないのであるから、全面価格賠償の方法による共有物分割が許される特段の事情があるということとはできない」と判断して、本件各土地につき競売を命じ、売得金から手続き費用を控除した金額のうちの七二分三〇を X_1 に、七二分の三九を X_2 に交付することを命じる判決をした。

これに対して、第二審（東京高等裁判所）は、「本件各土地上に存する建物は、いずれも X_1 会社及び X_2 所有名義の建物であること、 X_1 会社の代表者は、 X_3 であるが、 X_1 と X_2 との間に利害が対立しているというような事情はうかがわれず、双方ともに本件各土地及び \times 番 \times の土地上に存する建物を取り壊して、その跡地にマンションを新築することを望んでいること、Aの遺産である本件各土地の持分は七二分の三であり、その持分に相当する面積は一〇、〇一平方メートルにすぎず、しかも、上記持分が X_2 からAに贈与されたのは相続税対策であったこと、 Y_1 らにおいても、Aの遺産である本件各土地の持分について全面価格賠償の方法による分割をすることについて特段これに反対しているというような事情はうかがわれなないことなどの事情を総合考慮すれば、上記Aの持分を X_1 会社に取得させることは相当であると認められる。…… X_1 会社にはその支払い能力が十分であると認められる。なお、上記Aの持分については、現在、 X_2 、 X_3 及び Y_1 らにおいて遺産共有の状態となっているが、Aの持分について全面価格賠償による分割方法が採用された場合には、価格賠償による価格が共同相続人の共有とされた

上で、その後他のAの遺産とともに遺産分割に供されることになるから、全面価格賠償による分割方法によっても共同相続人の遺産分割に関する利益は保護されているというべきである」と判断して、本件持分七二分の三をX会社取得させ、X会社がAの共同相続人にその価格を賠償するという全面価格賠償を命じる判決をした。Yらが上告。

【上告受理申立て理由】

「原判決は、Aの持分について全面的価額賠償（ママ）による分割方法が採用された場合には、価額賠償による価格が共同相続人の共有とされた上で、その後他のAの遺産と共に遺産分割に供されるから、共同相続人の利益は害されないとする。しかし、一審判決が指摘するように、全面的価額賠償（ママ）による分割がなされるときは、賠償金が確定的に各相続人に支払われてしまい、遺産分割の対象として確保されなくなり、それを確保する方法もなく（……）、『価額賠償による価格が共同相続人の共有とされ』る状況とはならない。したがって、本件においては、上記最高裁判例の挙げる、当該共有物を共有者のうちの特定の者に取得させるのが相当であると認められ、かつ、共有者間の実質的公平を害しない特段の事情があるとはいえないことは明らかである。」

【判決理由】

「遺産分割前の遺産共有の状態にある共有持分（以下『遺産共有持分』といい、これを有する者を『遺産共有持分権者』という。）と他の共有持分とが併存する場合、共有者（遺産共有持分権者を含む。）が共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消を求める方法として裁判上とるべき手続は民法二五八条に基づく共有物分割訴訟であり、共有物分割の判決によって遺産共有持分権者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の

共有関係の解消については同法九〇七条に基づく遺産分割によるべきものと解するのが相当である（最高裁昭和四七年（才）第二二一号同五〇年一月七日第二小法廷判決・民集二九卷一〇号一五二五頁参照）。そうすると、遺産共有持分と他の共有持分とが併存する共有物について、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させる方法による分割の判決がされた場合には、遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであるから、賠償金の支払いを受けた遺産共有持分権者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負うというべきである。そして、民法第二五八条に基づく共有物分割訴訟は、その本質において非訟事件であつて、法は、裁判所の適切な裁量権の行使により、共有者間の公平を保ちつつ、当該共有物の性質や共有状態の実情に適合した妥当な分割が実現されることを期したものと考えられることに照らすと、裁判所は、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させてその賠償金を遺産分割の対象とする価格賠償の方法による分割の判決をする場合には、その判決において、各遺産共有持分権者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定めた上で、遺産共有持分を取得する者に対し、各遺産共有持分権者にその保管すべき範囲に応じた額の賠償金を支払うことを命ずることができるものと解するのが相当である。」

裁判官全員一致の意見で、本件上告を一部棄却、一部却下（千葉勝美、小貫芳信、鬼丸かおる、山本庸幸）

【参照条文】

民法二五八条・九〇七条

【評釈】

一 本判決は、共有者の一人が死亡したため、共有不動産上に遺産共有持分と通常の共有持分とが併存することになった場合に、遺産共有持分と他の（通常の）共有持分との間の共同所有関係の解消を求める手続きは、「民法二五八条に基づく共有物分割訴訟」手続であること、及び、共有物分割訴訟において「遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させる方法による分割」を命じる判決がなされた場合には、遺産共有持分権者に支払われる賠償金は遺産分割の対象財産であることを明らかにした判決である。最高裁昭和五〇年一月七日判決（民集二九卷一〇号一五二五頁）が採った判例理論を補強する意味を持つとともに、全面価格賠償を命じる判決によって遺産共有持分権者に支払われる賠償金＝代償財産が遺産分割の対象財産であると判示した初めての最高裁判例として重要な意味を持つ判決である。

次の点を指摘しておかなければならない。

二 まず、遺産共有持分と通常の共有持分とが併存する共有不動産の共同所有関係解消のために裁判上取るべき手続は、遺産分割審判によるべきか、それとも共有物分割訴訟によるべきかという問題について、最高裁は、すでに、前掲昭和五〇年一月七日判決において、「民法九〇七条に基づく遺産分割審判ではなく、民法二五八条に基づく共有物分割訴訟である」と宣言していた。事案は、遺産分割前に共同相続人の一人から相続不動産上の持分を譲り受けた第三者が、共有持分権の確認と競売による共有物分割を求めたという事案であったが、最高裁は、「共有物分割訴訟は対象物を当該不動産に限定するものであるから、第三者の分割目的を達成するために適切であるということができるうえ、当該不動産のうち共同相続人の一人が第三者に譲渡した持分部分を除いた残余持分部分は、なお遺産分割の対象とされるべきものであり、第三者が右持分権に基づいて当該不動産につき提起した共有物分割訴訟は、ひつきょう、当該不動産を第三者に対する分与部分と持分譲渡人を除いた他の共同

相続人に対する分与部分とに分割することを目的とするものであって右分割判決によって共同相続人に分与された部分は、なお共同相続人間の遺産分割の対象になるものと解すべきであるから、右分割判決が共同相続人の有する遺産分割上の権利を害することはない」といつていたのである。

本件は、もともと通常の共有持分権者の一人であった被相続人の死亡によって遺産共有持分と通常の共有持分との併存が生じたという事案であり、前掲最高裁昭和五〇年一月七日判決とは併存状態発生の際緯は異なるが、本件共有物分割が、遺産共有持分部分と通常の共有持分部分とに分割することを目的とするものであることに変わりはない。本判決において最高裁は、前掲最高裁昭和五〇年一月七日判決の判断を踏襲し、通常の共有持分権者の死亡によって遺産共有持分と通常の共有持分との併存が生じた場合についても、両者の共有関係解消は共有物分割訴訟手続によるべきであるといったのである。

加えて、本判決は、通常の共有持分権者だけでなく、遺産共有持分権者も共有物分割訴訟を提起できると判示した。前掲最高裁昭和五〇年一月七日判決は、共同相続人の一人から相続不動産上の共有持分権を譲り受けた第三者が、他の共同相続人との共同所有関係を解消するための手続は、共有物分割によるべきものと判断していたにとどまり、共同相続人の側から共有物分割訴訟を提起できるのかどうかは、残された問題だったのである。最高裁は、本判決において共同相続人の側からも共有物分割訴訟が提起できることを初めて明らかにした。かくして、通常の共有持分権者はもちろん遺産共有持分権者も共有物分割訴訟が提起できることになった。

しかし、さらに進んで、遺産共有持分権と通常の共有持分権とが併存する以上、遺産共有持分権者は、遺産分割に先立って、まず共有物分割手続によって両者を分離しなければ遺産分割手続を進めることができないのかどうかという点については明らかにしていない。共有物分割訴訟が常に先行しなければならないとすれば、遺産共有持分権者に酷な結果をもたらしかねない。遺産共有持分権者も訴訟提起ができたのは、そういう趣旨で

あると解すべきではなからう。

三 以前、前掲最高裁判昭和五〇年一月七日判決の判断の可否をめぐることは学説では大いに議論があった（島津一郎「井口博」判批「判例タイムズ三三〇号八六頁以下、玉田弘毅」判批「判例評論二〇七号一七頁以下、泉久雄」判批「民法の判例」第三版）二四六頁以下、小山昇「判批」民商法雑誌七四卷六号九八九頁以下、瀬川信久「判批」家族法判例百選「第三版」二一〇頁以下、谷口知平「判批」ジュリスト臨時増刊昭和五〇年度重要判例解説七一頁以下等参照）。当時は、共有物分割の方法は現物分割ないし換価分割に限られ価格賠償による分割は許されないと解されていたから（最判昭和三〇年五月三一日民集九卷六号七九三頁、我妻栄「有泉亨」『新訂物権法』三三一頁 岩波書店 一九八三年）、この構成を前提にすると、右いずれかの方法によって第三者の権利の実現がなされることになるために、共有物分割の対象となる財産が相続財産中の主要な部分を占めている場合には、相続財産の経済的単一性を一挙に崩壊させてしまうおそれがあったからである（たとえば、泉久雄『相続法論集』五〇〇頁 信山社 一九九一年参照）。

しかしその後、最高裁は、最大判昭和六二年四月二二日（民集四一卷三号四〇八頁）を以って従来の判例の立場を変更して、共有物分割について初めて部分的価格賠償を認めることとし、さらに、最判平成八年一〇月三一日（民集五〇卷九号二五六三頁）は、全面価格賠償の方法による共有物分割を認めるに至っており、共有物分割は、一定の厳格な要件のもとではあるが、遺産分割で採用されている代償分割と同様の役割を果たすことができるようになりつつある。前掲最高裁判平成八年一〇月三一日判決は、「共有物分割の申立てを受けた裁判所としては、現物分割をするに当たって、持分の価格以上の現物を取得する共有者に当該超過部分の対価を支払わせ、過不足の調整をすることができ（最高裁判昭和五九年（オ）第八〇五号同六二年四月二二日大法廷判決・民集四一卷三号四〇八頁参照）のみならず、当該共有物の性質及び形状、共有関係の発生原因、共有者の数及び持分の割

合、共有物の利用状況及び分割された場合の経済的価値、分割方法についての共有者の希望及びその合理性の有無等の事情を総合的に考慮し、当該共有物を共有者のうちの特定の者に取得させるのが相当であると認められ、かつ、その価格が適正に評価され、当該共有物を取得する者に支払能力があつて、他の共有者にはその持分の価格を取得させることとしても共有者間の実質的公平を害しないと認められる特段の事情が存するときは、共有物を共有者のうちの一人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法は、すなわち全面価格賠償の方法による分割をすることも許される」と判示しているのである。

本判決は、前掲最高裁判平成八年一〇月三二日判決が示した厳格な要件を充たしているとして全面価格賠償の方法による共有物分割を認めたものであるから（本山敦・後掲「判批」一一頁以下に、本件事案が判例の示す要件に該当するかどうかについての詳細な検討がなされている）、最高裁の判断によつても、本件事案においては、遺産共有持分権者に特に不都合不利益な結果を生じさせることにはならないように思われる。

四 注目されるのは、本判決において最高裁が、「遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させる方法による分割の判決がされた場合には、遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきであるから、賠償金の支払いを受けた遺産共有持分権者は、これをその時点で確定的に取得するものではない」と判断したことである。遺産共有持分の代償財産である賠償金が遺産分割の対象となるというのである。

これまで最高裁は、遺産の代償財産は相続人全員の合意がある場合には遺産分割の対象とすることができるとしていた。すなわち、最高裁昭和五二年九月一九日判決（家月三〇巻二号一一〇頁）は、「共同相続人が全員の合意によつて遺産分割前に遺産を構成する特定不動産を第三者に売却したときは、その不動産は遺産分割の対象から逸出し、各相続人は第三者に対し持分に応じた代金債権を取得し、これを個々に請求することができる」と

判示し、続く最高裁昭和五四年二月二二日判決（家月三二卷一号一四九頁）も「共有持分権を有する共同相続人全員によって売却された不動産は遺産分割の対象たる相続財産から逸出するとともに、その売却代金は、これを一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情がない限り、相続財産には加えられず、共同相続人が各持分に応じて個々にこれを分割すべきもの」と判示していたのである。本件事案は、全面価格賠償の方法による分割をすることについて被告も特段これに反対しているというような事情はうかがわれないというが、相続人全員で賠償金を遺産分割の対象に含める合意があったという事案ではない。

学説の中には、全面価格賠償によって支払われる賠償金が金銭（現金）であることに着目して、現金であれば、可分の金銭債権とは異なつて、当然に分割されて各相続人に帰属するものではなく、保管義務を命じれば遺産分割の対象とすることができるといのが判例であるから（最判平成四年四月一〇日判時一四二一七頁）、最高裁は本件賠償金を金銭の問題として判断したのだと理解する学説があるが（宮本誠子・後掲「判批」九九頁以下）、最高裁は本件賠償金の法的性質には言及しておらず、賠償金が現金であるか分割債権化するか否かにかかわらず遺産分割の対象となると判断しているように思われる（石田剛・後掲「判批」七二頁）。

最高裁の判断は、裁判所の全面価格賠償を命ずる共有物分割判決によって強制的に持分の交換が行われ、賠償金が遺産共有持分部分として支払われることになった場合には、その賠償金が遺産分割の対象となるというものであり、本判決の意味は、相続人全員の合意がない場合でも代償財産が遺産分割の対象となる場合があることを初めて認めた判断であるということになる。

五 問題は、全面価格賠償を命ずる共有物分割判決によって賠償金が遺産共有持分部分権者に支払われることになった場合に、どうして賠償金が遺産分割の対象となるといえるのかという問題である。この点について、裁判所は「遺産共有持分と通常の共有持分とが併存する共有物の分割判決をする場合には、形成の裁判の一環とし

て遺産共有持分を有していた者らに取得させる財産が遺産分割の対象となるという性質決定をすることができる」とのコメントがあるが（無署名・判例時報二二〇六号八一頁）、裁判所が性質決定をするための理論的根拠がここでは問われなければならない問題であろう。本件共有物分割手続が、遺産共有持分部分と、通常の共有持分部分とに分割する手続であり、強制的に持分の交換が行われるといつても、裁判所が遺産共有持分を他の共有者に取得させることを命じ、遺産共有持分部分が通常の共有持分権者の所有に帰することになる以上、その持分部分は当然遺産分割の対象から逸出すると解すべきであるし（そうでなければ遺産分割の対象となる）、その代わりに支払われる賠償金は、遺産であった持分とは等価であつても別物であり、その賠償金が現金であれば、代償金債権であれ、当然に遺産としての性質を有することになるわけでも、遺産分割の対象財産であるといえるわけではないと思うからである。

代償財産が遺産分割の対象となるのか否かという問題について、積極説が今日の通説であり明確な消極説は見当たらないといわれている（松原正明『全訂判例先例相統法Ⅱ』二五八頁 日本加除出版 二〇〇六年）。積極説の中には、代償財産は遺産ではないと解しながらも、遺産分割は遺産を全体的総合的に把握した上で行う遺産の再分配手続であり、その対象となる遺産は分割手続上の包括財産ととらえることができるとして、代償財産があれば分割の対象としてよいとする構成もあるし（岡垣学Ⅱ田中弘「遺産分割をめぐる若干の問題」判例タイムズ一四一号三八頁）、遺産分割は公平の理念に基づいて相続財産の経済的価値を一体として把握したうえで各共同相続人の具体的相続分に応じて公平かつ合理的に配分する手続であり、分割の公平を全うするためには遺産を一体的、包括的にとらえる必要があるとして、代償財産は「これを遺産に属さないというだけの理由で分割の対象から除外することは衡平に反し、遺産分割の目的に沿わない」からだという主張もある（篠清「分割前の遺産の処分と滅失」小山昇Ⅱ山嶋正男Ⅱ小石寿夫Ⅱ日野原昌編『遺産分割の研究』二二二頁 判例タイムズ社 一九

七三年）。他方、代償財産が遺産であるとする学説は、物上代位の法理をその根拠として、代償財産は遺産分割の対象になると解する（渡瀬勲「判例を中心とした遺産分割の方法に関する問題」鈴木忠一・三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座七非訟事件・審判』三〇九頁以下 日本評論社 一九六九年、高木多喜男『遺産分割の法理』一〇頁以下 有斐閣 一九九二年、中川善之助・泉久雄『相続法「第四版」』三四七頁以下 有斐閣 二〇〇〇年、伊藤昌司『相続法』三五九頁以下 有斐閣 二〇〇二年等）。はたして、いずれの学説によるべきか。あるいはさらに別の構成が可能であるのか、最高裁は明らかにすべきであったと思われる。

私は、賠償金が遺産としての性質を有するのでなければ、遺産分割の対象とすることはできないし（遺産でないものを遺産として分割した場合、たとえば審判分割であれば、当該審判はその範囲で無効になる。中川・泉・前掲書三一六頁参照。）、本件共有物分割判決で遺産分割の対象になる部分とそうでない部分とを分けたことにはならないと思うので、賠償金に遺産としての性質を付与し、固有財産と混合しないように遺産に組み入れる役割を果たすことができる物上代位の法理を根拠として賠償金を遺産分割の対象であると解すべきものと思う。

ただ、物上代位の法理の適用を認めるためには、遺産を包括財産と観念しなければならぬが、遺産分割前の相続財産を特別財産と構成する合有説はもとよりのこと、共有説の立場に立つても「遺産共有という法律関係が遺産分割に至るまでの過渡的なものであり、遺産分割手続が個々の財産ごとに共有関係を解体する共有物分割手続と異なり、遺産を、民法九〇六条の分割基準に基づいて、総合的、合目的に配分する手続であることは否定できない。したがって、将来の遺産分割手続を予定しているという意味で、遺産は相続人の固有財産から切り離された特別財産としての性質を有していると解することができる」と主張されており（松原・前掲書二五八頁）、物上代位の法理を認めることについてもはや理論的障害は特になくと思われる。

私も、遺産共有が物権編という通常の共有と異なるのは、遺産共有中の共同相続人の権利が遺産分割手続にお

いて特別受益や寄与分の計算を行わなければ不確定なままで各自が取得する財産の額も具体的に定まらないという点にあり、遺産分割前の相続財産は、相続人の権利確定という目的のために一体として保持され、遺産分割という特別の規定（民法九〇六条以下）に服することが予定されている自律的な包括財産と観念することができるものと考えている（拙稿「遺産売却代金の性質——破毀院連合部一九〇七年二月五日判決を通して——」北九州大学法政論集第二二卷三号七三頁以下参照）。

物上代位の法理を適用すれば、「賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきであるから」という判示部分を、「賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべき遺産であるから」と読むべきことになるが、賠償金が遺産としての性質を有することになったといっても、賠償金の受領者が、それをそのまま個人の財産と混合し（さらには費消し）てしまえば、直接遺産分割の対象とすることはできなくなる。そこで、賠償金の支払いを受ける者に遺産分割まで保管義務を負わせることによって、遺産としての性質を有する賠償金の範囲を特定して、遺産分割の対象とすることが容易になるように配慮した。本判決はそういう意味を持つということになるであろう。

本判決については、石田剛「判批」ジュリスト臨時増刊平成二六年度判例解説七一頁以下、伊藤栄寿「判批」上智法学論集五八卷二号一一九頁以下、大塚智見「判批」法学協会雑誌一三二卷十一号二二四頁以下、大淵真喜子「判批」ジュリスト臨時増刊平成二五年度重要判例解説一五〇頁以下、田中壮太「判批」NBL一〇二三号六二頁以下、藤原正則「判批」民商法雑誌一五〇卷二号一一六頁以下、松岡久和「判批」法律時報別冊私法判例リマックス五〇号二〇一五年「上」六六頁以下、丸山茂「遺産共有と遺産の管理——最高裁第二小法廷平成二五年

遺産共有と通常の共有が併存する共有物の分割方法と価格賠償金の性質（小野）

四四

一月二十九日判決―」法政理論四六卷四号一〇一頁以下、宮本誠子「判批」新・判例解説 Watch 一六号九七頁以下、本山敦「判批」金融・商事判例一四三九号八頁以下がある。

なお、校正中に吉田邦彦教授の「判例批評」判例評論六七八号二頁以下に接した。

（本学法学部教授）